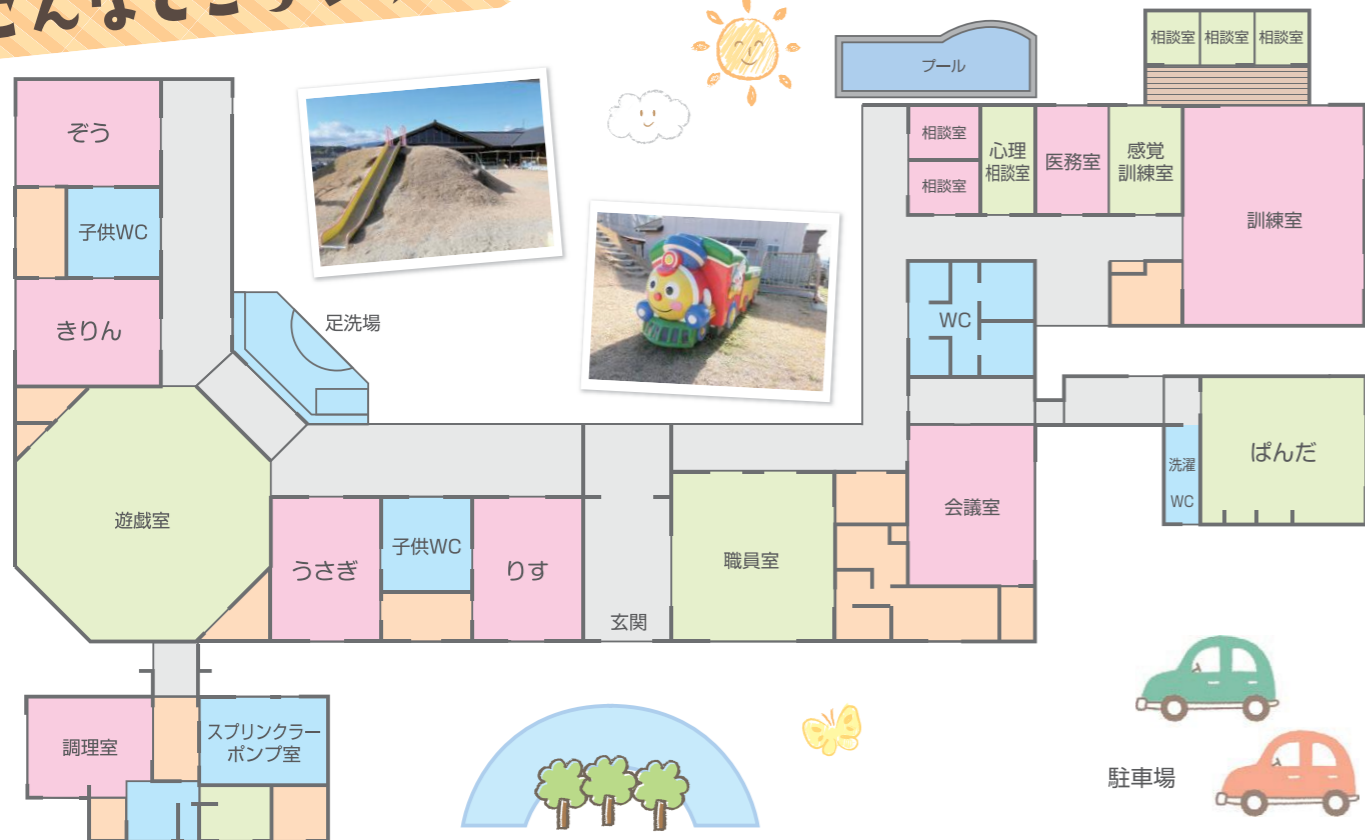


こんなところですよ!



飯田市こども発達センター

ひまわり



沿革

- S. 47. 10 心身障がい児通園事業として「飯田市立ひまわり学園」発足。
- S. 52. 4 児童福祉法認可施設「知的障がい児通園施設」として現地に園舎が建設され、学校教育も併せて実施される。
- S. 60. 4 飯田養護学校開校に伴い、「ひまわり学園」は幼児化される。
- H. 10. 10 県より「障がい児者地域療育等支援事業」を受託。
- H. 11. 4 新園舎竣工「飯田市療育センターひまわり」と改め、地域療育の拠点として歩み出す。
- H. 15. 1 県より「重症心身障がい児(者)通園事業」を受託する。
- H. 15. 4 「重症心身障がい児(者)通園事業」のための増築工事を行う。
- H. 19. 4 県より「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合より「障がい者(児)相談支援事業」を受託する。重症心身障がい者成人の受け入れを始める。
- H. 24. 4 児童福祉法の改正により知的障害児通園施設から児童発達支援センターとなる。名称を「こども発達センターひまわり」に改名しスタート。また、県の委託事業「重症心身障害児(者)(B型通園)」は、制度上無くなり、新規の児童発達支援事業となり、児童に特化する。

案内図



飯田市こども発達センター ひまわりの理念*

すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという法の理念のもと、さまざまな障害やつまずきのある子どもが、現在から将来にわたり、その持てる力を十分に発揮した生活を営めるよう、総合的な発達支援や相談及び地域支援を目指しています。



〒395-0821 飯田市松尾新井5933番地2
 TEL (0265)-23-6097 FAX (0265)-23-6091
 E-mail : himawari@city.iida.nagano.jp